

消費税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 金地金等の仕入れ等を行った場合の納税義務の免除の特例の対象となる金又は白金の地金に類するものの範囲を定めることとする。(第11条の3関係)
- 2 特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届出書の記載事項等について定めることとする。(第11条の5関係)
- 3 特例輸入者による特例申告の納期限の延長を受けたい旨の申請書の記載事項を定めることとする。(第25条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)